桶川市民間保育所補助金交付要綱

（平成１５年１２月１０日市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法(平成２４年法律第６５号。以下この項において「法」という。)第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設、法第２９条第３項第１号に規定する特定地域型保育事業所その他保育施設（以下「民間保育所」という。）の運営改善及び新たな保育事業促進の助成を図ることを目的に、民間保育所に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和５１年桶川市条例第８号）及び補助金交付規程（昭和３０年桶川市規程第４号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の対象となる事業、経費、補助金の額は、別表に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

（補助申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする民間保育所は、桶川市民間保育所補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添付して市長に提出するものとする。

２　前項の申請書の提出期限は、毎年度、別に定めるものとする。

（交付決定の通知等）

第４条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、可否を決定して、桶川市民間保育所補助金交付決定通知書（様式第２号）により、民間保育所に通知するものとする。

（変更交付申請）

第５条　補助金の交付決定を受けた民間保育所（以下「補助事業者」とい

う。）は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、桶川市民間保育所補助金変更交付申請書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（変更交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、可否を決定して、桶川市民間保育所補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告の提出要求）

第７条　市長は、補助事業者に対して、必要な場合において、補助事業の遂行状況報告を書面で求めることができる。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、会計年度終了後１月以内に桶川市民間保育所補助金完了実績報告書（様式第５号）により、市長に報告するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、決裁の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

２　桶川市認定こども園事業費補助金交付要綱（平成２６年３月７日市長決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第２条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	基準額
1	延長保育促進事業	延長保育事業に要する経費	国庫（県費）補助基準額のとおり
2	一時預かり事業	一時預かり事業に要する経費	
3	一歳児担当保育士雇用費	１歳児４人につき保育士１人の割合での配置に要する経費	県費補助基準額のとおり
4	乳児途中入所促進事業	年度途中に入所する乳児に備えて年度当初から乳児担当保育士等を雇用するための経費	
5	障害児保育事業	障害児担当保育士雇用に要する経費	
6	アレルギー等対応特別給食提供事業	アレルギー等対応特別食提供事業に要する経費	
7	施設整備事業	施設の整備に要する経費（環境改善に要する経費を含む。）	国庫（県費）補助基準額のとおり
8	保育人材確保事業（保育士宿舎借上げ支援に係る事業を除く。）及び保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	保育人材確保事業（保育士宿舎借上げ支援に係る事業を除く。）及び保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業に要する経費	
9	多様な保育促進事業	地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業に要する経費	
１０	親支援推進事業	親の養育力向上を図	県費補助基準額の

		るための取組に要する経費	とおり
１１	保育士宿舎借上げ支援に係る事業	労働環境等を整備するための保育士等用の宿舎借上げに要する経費	桶川市保育士宿舎借上支援事業補助金事務取扱要綱（令和２年８月５日市長決裁）のとおり
１２	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に要する経費	国庫補助基準額のとおり

様式第１号（第３条関係）

桶川市民間保育所補助金交付申請書

年　　月　　日

桶川市長

法　人　名
施　設　名
所　在　地
代表者氏名　　㊞

年度桶川市民間保育所補助金の交付を受けたいので、桶川市民間保育所補助金交付要綱第３条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　交付申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　添付書類　　事業計画書
収支予算書

様式第２号（第４条関係）

桶川市民間保育所補助金交付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

桶川市長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年度桶川市民間保育所補助金について、次のとおり決定したので通知します。

１　交付の可否　　可　・　否

２　交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　支払方法

４　交付条件　　この補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

様式第３号（第５条関係）

桶川市民間保育所補助金変更交付申請書

年　　月　　日

桶川市長

法　人　名
施　設　名
所　在　地
代表者氏名　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた　　年度桶川市民間保育所補助金について、その後の内容変更により、申請を変更したいので、桶川市民間保育所補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

１　変更交付申請額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
２　既交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
３　差引き過不足額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
４　添付書類　　事業計画書

様式第４号（第６条関係）

桶川市民間保育所補助金変更交付決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

桶川市長　　印

年　　月　　日付けで変更申請のあった　　年度桶川市民間保育所補助金について、次のとおり決定したので通知します。

１　交付の可否　　可　・　否

２　変更交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　既交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　差引き過不足額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第５号（第８条関係）

桶川市民間保育所補助金完了実績報告書

年　　月　　日

桶川市長

法　人　名
施　設　名
所　在　地
代表者氏名　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた　　年度桶川市民間保育所補助金について、事業が完了したので、桶川市民間保育所補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

１　交付決定額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　添付書類　　実績調書
収支決算書